



福岡医発第817号(地)
平成24年6月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありました。

本件は、医療法施行規則の一部を改正する省令が平成24年5月31日に公布され、同日から施行されたもので、改正の概要としては、①医療機能情報の公表方法の見直し、②地域医療支援病院が提出する業務に関する報告書の公表方法の見直し、③持分の定めのある医療法人同士の合併によって新設された医療法人の持分の定めに関する改正を行うとともに、関係する通知の改正を行うものであります。

この内、③の改正については、合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人の場合、合併によって設立する医療法人の定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、医療法第44条第5項の規定（残余財産の帰属先の制限）に従うこととするためのものであります。また、合併後いずれかの医療法人が存続するとき限り、医療法上の経過措置の適用を受け、持分の定めのある医療法人になることができます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

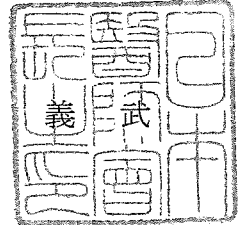
日医発第 257 号 (地 I 34)

平成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出され
るとともに、本会に対してもその了知、周知方依頼がありました。

本件は、医療法施行規則について、①医療機能情報提供制度の公表方法の見直し、
②地域医療支援病院の業務報告書の公表方法の見直し、及び③持ち分の定めのある
医療法人同士の合併によって新設された医療法人の持ち分の定めに関する改正を行
うとともに、関係通知の改正を行うものであります。

これらの内、③に関する省令・通知の改正については、合併によって設立する医
療法人の定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける
ときは、医療法第 44 条第 5 項の規定（残余財産の帰属先の制限）に従うこととす
るためのものであります。なお、合併後いずれかの医療法人が存続するとき限り、
医療法上の経過措置の適用を受け、持ち分の定めのある医療法人となることができ
ます。

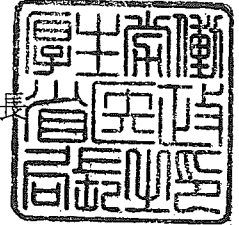
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下関係医療機関・医療法人への周知方につき、ご高配のほどお願い申し上げ
ます。



医政発0531第3号
平成24年5月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する
周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発0531第1号
平成24年5月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第5項及び第12条の2第2項の規定による公表の方法等に関して、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）や、医療情報の提供のあり方等に関する検討会における議論等を踏まえ、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第86号。以下「改正省令」という。）により、下記のとおり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部の改正が行われました。

改正省令については、平成24年5月31日に公布され、同日から施行されたところであるため、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知していただくよう御願いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

（1）医療機能情報の公表方法の見直し

法第6条の4第1項及び第2項の規定により病院等の管理者から当該病院等の所在地の都道府県知事に報告された情報については、同条第5項の規定により、これまで

①インターネット 及び

②書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置

の映像面に表示する方法

によって公表することとされてきたところであるが、地域主権改革の推進の観点から、その公表方法のうち、インターネット以外のものについては、都道府県の裁量の下、適切な方法で行えるように規定を見直す。(規則第1条の4関係)

(2) 地域医療支援病院が提出する業務に関する報告書の公表方法の見直し

法第12条の2第1項の規定により地域医療支援病院の開設者から都道府県知事に提出された報告書については、同条第2項の規定によりこれまで

①インターネット 及び

②書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

によって公表することとされてきたところであるが、地域主権改革の推進の観点から、その公表方法のうち、インターネット以外のものについては、都道府県の裁量の下、適切な方法で行えるように規定を見直す。(規則第9条の2第3項関係)

(3) 持分の定めのある医療法人同士の合併によって新設された医療法人の持分の定めに関する改正

合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併によって設立する医療法人の定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の趣旨を踏まえ、法第44条第5項の規定に従うこととするための所要の改正を行う。(規則第35条第2項関係)

2. 関係する通知の改正

(1)「医療機能情報提供制度実施要領について」(平成19年3月30日医政発0330013号厚生労働省医政局長通知)の一部を以下のとおり改正すること。

4(3)②中「紙媒体又は備え付けのインターネット端末により」を「適切な方法により」に改め、「、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に」を削る。

(2)「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発033001

0号厚生労働省医政局長通知)の一部を以下のとおり改正すること。

第六の1(9)②中「(以下「新法人」という。)」を削り、「医療法人である場合には」の下に「、合併後存続する医療法人については」を加え、「新法人の」を削る。

(3)「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発0330049号厚生労働省医政局長通知)の一部を以下のとおり改正すること。

第一の3(6)中「合併後においても」を「合併後存続する医療法人について」に改める。

以上

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
4 実施体制 (1) ～ (2) (略) (3) 医療機能情報の公表手続 ① (略) ② 医療機能情報の公表方法 ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>適切な方法により</u>、公表するものとする。 また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。 ・ (略) ・ (略)	4 実施体制 (1) ～ (2) (略) (3) 医療機能情報の公表手続 ① (略) ② 医療機能情報の公表方法 ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>紙媒体又は備え付けのインターネット端末により</u>、公表するものとする。 また、都道府県知事が、<u>インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に</u>、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。 ・ (略) ・ (略)

○「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第1～第5 （略） 第6 医療法人に関する事項 1 通則 （1）～（8） （略） （9）① （略） ② 医療法人の合併の認可申請に当たっては、省令第35条の規定に基づき、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄付行為を添付することとしているが、合併前の医療法人が、いずれも持分の定めのある医療法人である場合には、<u>合併後存続する医療法人については、法第44条第4項の規定にかかわらず、定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者として前記①アからエに規定する者以外の者を定めることができること。</u>（新省令第35条第2項関係） （10） （略） 2～4 （略） 第7～第8 （略） 別添1～2 （略）	第1～第5 （略） 第6 医療法人に関する事項 1 通則 （1）～（8） （略） （9）① （略） ② 医療法人の合併の認可申請に当たっては、省令第35条の規定に基づき、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人（以下「新法人」という。）の定款又は寄付行為を添付することとしているが、合併前の医療法人が、いずれも持分の定めのある医療法人である場合には、法第44条第4項の規定にかかわらず、<u>新法人の定款又は寄付行為において残余財産の帰属すべき者として前記①アからエに規定する者以外の者を定めることができること。</u>（新省令第35条第2項関係） （10） （略） 2～4 （略） 第7～第8 （略） 別添1～2 （略）

○「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第一 改正の内容 1～2 （略） 3 残余財産の帰属すべき者について （1）～（5） （略） （6） なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後存続する医療法人について経過措置型医療法人とすることができること。</u> 4～8 （略） 第2～第4 （略） 別添1～14 （略）	第一 改正の内容 1～2 （略） 3 残余財産の帰属すべき者について （1）～（5） （略） （6） なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。</u> 4～8 （略） 第2～第4 （略） 別添1～14 （略）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第5811号

報 官

1 平成24年5月31日 木曜日

目次

〔省 令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八六)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (同八七)

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同八八)

〔規 則〕

○人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則 (人事院九一三〇一七九)

〔告 示〕

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件 (総務一九九)

○地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する件 (同二〇〇)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 (法務二二四)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を告示する件 (財務一八九)

○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件 (同一九〇)

○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件 (同一九一)

○関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件 (同一九二)

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件 (同一九三)

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件 (同一九四)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件 (国税庁一七、一八)

○平成二十四年度技能検定実施計画の一部を改正する件 (厚生労働三七二)

○厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件 (同三七三)

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 (同三七四)

○薬事法施行規則第二百十條第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件 (同三七五)

○薬事法施行規則第二百十六條の二第二項の規定に基づき同令第二百九條の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件 (同三七六)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件 (同三七七)

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同三七八)

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件 (農林水産一四五四)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件 (同一四五五)

○保安林の指定施業要件を変更する件 (同二四五六、二四六二)

○福島復興再生特別措置法第四十六條第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類(経済産業・環境八)

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件(国土交通六四八)

○船員法施行規則第二十八條第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件の一部を改正する件 (同六四九)

○小型船舶操業法施行規則第二十六條の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があつた件 (同六五〇)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同六五一)

○水路測量の実施に関する件 (海上保安庁一三六)

○廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法の一部を改正する件 (環境九四)

○雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等の一部を改正する件 (同九五)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に基づき水面埋立地の区域を定める件 (同九六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

官庁

資格機関投資家、財団、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

職員の免職処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効の取消関係

会社その他

会社決算公告

省令

厚生労働省令第八十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第五項及び第十二条の二第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「次に掲げる」を「医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九条の二第三項中「次に掲げる」を「インターネットの利用その他適切な」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第三十五条第二項中「前項第五号の下に」を「併後存続する医療法人の」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第四十四条第二項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号の(1)中「殺虫剤及び」を「殺虫剤」に改め、「含有するもの」の下に「及びジメチルシクロロピニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルシクロロピニルホスフェイト二・三九g以下を含有するもの」を加える。

附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号(1)の規定するジメチルシクロロピニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

○厚生労働省令第八十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を」を削り、同条第五項中「二・七人」を「二・六人」に改める。

第二十七条第四項を次のように改める。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

第二十七条に次の二項を加える。

5 母子支援員は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

6 少年を指導する職員は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

第四十二条第六項中「通じて、」の下に「満二歳に満たない幼児をおおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上」を加え、「六人」を「五・五人」に改め、同条第七項中「二・七人」を「二・六人」に改める。

第七十五条第六項及び第八十条第六項中「五人」を「四・五人」に改める。

附則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月三十一日

人事院総裁 原 恒雄

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「高松空港事務所」を削り、同項第三号中「八尾空港事務所」の下に「高松空港事務所」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。

平成二十四年五月三十一日

総務大臣 川端 達夫

地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項又は第五項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、同法第三項の規定により原子力災害対策本部が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であつたものに限る。）の設定の解除を行うことと併せて行うものに限る。）の対象区域となつた区域とする。

医療法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択すること を支援するため、病院等に関する情報を容易に検索すること とができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 八 （略） 二 （略） 三 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、<u>第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</u>	第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。 一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択すること を支援するため、病院等に関する情報を容易に検索すること ができる機能を有するインターネットを活用した方法 二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法 第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 八 （略） 二 （略） 三 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、<u>第一項の報告書の内容を次に掲げる方法により公表するものとする。</u>

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

一 インターネットを活用した方法
二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。